令和3年度 事業計画

<基本方針>

定款第3条に定める当協会の目的である「病院及び医療従事者の医療の質並びに医療安全・災害医療等の資質の向上や県民の医療に関する知識の普及啓発を図り、もって県民の健康保持及び増進に寄与すること」を踏まえ、静岡県病院学会及び各部門の研修会開催、会員や県民への医療情報の提供等を引き続き実施するとともに、現在の医療における重要課題である①地域医療構想への対応 ②医師・医療従事者の働き方改革への対応 ③医師確保・偏在対策 ④新型コロナウイルス感染症ほか感染症への対応 に重点的に取り組む。

I 医療水準の向上と県民の健康保持・増進を目的とした事業(公益事業)

- 1 病院及び医療従事者の質、医療安全及び災害医療等の資質向上の推進 〔定款第4条第1号及び3号に掲げる事業〕
 - ① 静岡県病院学会等による医療の質の向上や質の高い医療サービスの提供
 - ② 病院管理研修会、経営管理研修会等による病院運営の向上
 - ③ 「地域医療構想」実現に向けた医療機能分化連携のための協議の促進
 - ④ 医療安全推進研修事業による医療安全のための環境づくり
 - ⑤ 感染防止対策事業の強化及び感染症発生時の医療提供体制確保のための 協議の促進
 - ⑥ 災害医療救護推進事業による災害医療提供体制の充実
 - (7) 病院関連の調査・研究
- 2 医療勤務環境改善のための支援
 - ① 医療勤務環境改善支援センター設置・運営
- 3 県民の医療に関する知識の普及啓発及び県民の医療参加の推進
 - 「定款第4条第2号及び3号に掲げる事業」 第211名医療知識の並及政務 - 周早への健康増進
 - ① 県民への医療情報の提供等による医療知識の普及啓発、県民への健康増進の機会の提供や医療参加の推進

Ⅱ 医療情報提供事業(共益事業)

「定款第4条第4号に掲げる事業」

1 協会会員への国、県等からの医療情報の提供

III 組織の充実・強化を図るための事業(法人内部管理)

1 協会会員の様々なニーズに応え、また、行政のカウンターパートナーとして 事業を推進するための協会機能の明確化、組織基盤の強化と協会の地位向上

<事業計画>

I 医療水準の向上と県民の健康保持・増進を目的とした事業(公益事業)

- 1 病院及び医療従事者の医療の質並びに医療安全、災害医療等の資質の向上に関する研修会の開催及び調査研究事業、並びにこれらの事業に関する行政機関からの受託事業 [定款第4条第1号及び3号に掲げる事業]
 - (1) 静岡県病院学会等による医療の質の向上や質の高い医療サービスの提供
 - ①静岡県病院学会の開催

【学術・教育研修部会】

- ・現在課題となっている医療問題について、医療関係者、一般県民を対象に、 静岡県病院学会を開催
- ②ふじのくに地域医療支援センター事業の情報発信 【学術・教育研修部会】
 - ・医師に魅力ある教育・研修の場を提供し医師不足を解消するために設置されている「ふじのくに地域医療支援センター」事業の一環として、臨床研修病院ガイドブック等の作成、支援センターの事業情報の発信
- ③静岡県医師臨床研修(初期、後期)病院合同説明会の開催(県共催事業)

【学術·教育研修部会】

- ・医師確保対策の一環として、全国の医学生及び臨床研修医に対して県内病院 の臨床研修(初期)及び専門研修(後期)の内容を紹介する病院合同説明会 を静岡県と共催で開催
- (2) 病院管理研修会、経営管理研修会などの開催による病院経営、医療の質の向上の推進
 - ・各部会において、下記の研修会を企画・開催
 - ① 病院管理研修会

【経営管理・勤務環境改善部会】

- ・病院長、看護部長、事務長等の管理者を対象として、医療環境の変化や病院 の管理・運営、医療情報の適正管理についての研修会を開催
- ② 経営管理研修会

【地域病院部会】

- ・中小病院の経営管理等に関する研修会を開催
- ③ 診療報酬研修会

【社会保険部会】

- ・保険診療についての理解を深める研修会、2年に1度の診療報酬改定に備えるためのセミナーを開催
- (3)「地域医療構想」実現に向けた医療機能分化連携のための協議の促進
 - ①医療機能分化連携研修会の開催

【医療機能再編支援部会】

- ・病院長、事務長等の管理者を対象として、「地域医療構想」実現に向けての取 組事例の紹介など、医療機能分化連携を促進するための研修会を開催
- ②病床機能分化のための病院間の連携支援

【医療機能再編支援部会】

- ③医療機能分化連携関連情報の提供
- 【医療機能再編支援部会】
- ・病院関係者の理解を深めるため、協会ホームページから、国や県の施策資料、 他県の取組状況等医療機能分化連携に関連する情報を提供
- (4) 医療安全推進研修事業による医療安全のための環境づくり
 - (1)医療安全に関する研修会等の開催

【医療安全・感染防止対策部会】

- ・医療安全を推進するため、医療事故を様々な角度から考え医療安全について 学ぶ研修会を開催
- ・医療に関する患者や家族の不安・疑問に対応する「医療対話推進者」の養成 講座の開催
- (5) 感染防止対策事業の強化及び感染症発生時の医療提供体制確保のための 協議の促進
 - ①院内感染対策ネットワーク支援事業 【医療安全・感染防止対策部会】
 - ・院内感染の予防と拡大防止のため、感染対策相談窓口を設置して、病院、診療所等からの相談に対する助言、指導を実施
 - ・感染対策地域支援委員会による感染対策支援セミナー等の開催及びホームページによる医療機関・福祉施設等への感染対策関係情報の提供
 - ②感染対策についての協議

【医療安全·感染防止対策部会】

新型コロナウイルス感染症重点医療機関等連絡調整会議等での感染の現状・ 対応についての協議

③社会福祉施設感染防止対策事業

【医療安全・感染防止対策部会】

- ・社会福祉施設における感染防止のため、訪問指導、社会福祉施設からの相談 対応、研修動画作成等
- (6) 災害医療救護推進事業による災害医療提供体制の充実
 - ①災害医療地域連携事業

【災害医療部会】

- ・災害拠点病院で構成する「災害医療地域連携体制検討委員会」において、救護病院、医師会、自治会、市町行政、消防等関係機関が参加した「災害医療地域連携図上訓練」を実施し、各組織の役割分担と連携を確認
- ・災害医療コーディネートに関する研修会、災害医療救護訓練等の視察研修の 実施
- ②災害医療従事者研修会の開催

【災害医療部会】

・災害医療従事者を対象に、災害発生時における医療救護活動の迅速・的確な 対応を目的として、トリアージ、標準診療手順、広域搬送等の知識・技術を 習得する研修会を開催

(7)病院関連の調査・研究

【各部会】

・病院が抱える様々な課題等についての調査・研究

- 2 医療勤務環境改善のための支援
 - (1) 医師ほか病院に勤務する職員の働き方改革の推進
 - ・医療勤務環境改善支援センター運営

【経営管理‧勤務環境改善部会】

3 県民の医療に関する知識の普及啓発及び県民の医療参加の推進事業、並びにこれらの事業に関する行政機関からの受託事業

〔定款第4条第2号及び3号に掲げる事業〕

- (1) 県民への医療情報の提供等による医療知識の普及啓発、県民への健康増進の機会の提供や医療参加の推進
 - ①協会ホームページの更新、運用

【広報啓発部会】

- ・会員や県民に対して、協会や会員病院の概要、医療に関する様々な情報を適切に提供するホームページの運用
- ②県民を対象にした「県民健康セミナー」の開催

【広報啓発部会】

- ・県民の健康の保持及び増進を図るため、健康づくりや疾病対策等をテーマと した県民健康セミナーを「静岡県民の日(8月21日)協賛事業」として開催
- ③会報の発行

【広報啓発部会】

・協会の事業や医療に関する情報を広く会員に知らせるため年3回発行

Ⅱ 医療情報提供事業(共益事業)

〔定款第4条第4号に掲げる事業〕

- 1 協会会員への国、県等からの医療情報の提供
- (1) 通知・通達の提供
 - ・静岡県健康福祉部や東海北陸厚生局静岡事務所からの通達、正会員・賛助会 員に関する情報などの提供

Ⅲ 組織の充実・強化を図るための事業(法人内部管理)

- 1 協会会員の様々なニーズに応え、また、行政のカウンターパートナーとして事業を推進するための協会機能の明確化、組織基盤の強化及び協会の地位向上
 - (1) 総会、理事会その他の会議の開催
 - ・定例会議、部会及び支部活動の充実による、組織強化と情報共有の推進
 - ①通常会員総会の開催
 - ・定款に定める開催 年1回(5月)
 - ②臨時会員総会の開催
 - ・必要がある場合に開催 年1回予定 (3月)

- ② 理事会の開催
 - •年3回以上
- ③ 部会の開催
 - ・事業の企画・運営のために必要な場合に開催
- ⑤支部総会・研修会の開催
 - ・支部長が必要と認めたときに開催
- ④ 役員推薦委員会の開催
 - ・役員の選任をするために必要な場合に開催
- (2) 関係機関・団体との連携強化
 - ・事業を円滑かつ効果的に推進するため、(一社)静岡県医師会、(公社)静岡県看護協会、(公社)静岡県薬剤師会等の医療関係団体、福祉関係団体及び国、静岡県、県内市町等行政機関との連携強化、公的委員として政策形成・推進への参画

「定款(抜粋)」

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、病院及び医療従事者の医療の質並びに医療安全・災害医療等の資質の向上や県民の医療に関する知識の普及啓発を図り、もって県民の健康保持及び増進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 病院及び医療従事者の医療の質並びに医療安全、災害医療等の資質の向上に関する研修会の開催及び調査研究事業
 - (2) 県民の医療に関する知識の普及啓発及び県民の医療参加の推進事業
 - (3) 前2号に掲げる事業に関する行政機関からの受託に関する事業
 - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業